

土木設計業務等共通仕様書_共通編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様(H29.10)	県の新仕様(H30.04)
第1209条 設計業務の条件 1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。 （中略） 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、<u>(財)兵庫県まちづくり技術センターが運用している兵庫県新技術・新工法活用システム、及び国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、<u>(財)兵庫県まちづくり技術センターが運用している兵庫県新技術・新工法活用システム、及び国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。	第1209条 設計業務の条件 1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。 （中略） 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、<u>国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。 また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS掲載期間終了技術を含む）に加えて、<u>国土交通省が運用している新技術情報提供システム（NETIS）</u>を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

土木設計業務等共通仕様書_共通編 県の新仕様と県の現仕様を並べて表記（新旧対照表）

県の現仕様(H29.10)	県の新仕様(H30.04)
13. 受注者は、第12項に規定されている新技術・新工法<u>を活用するための検討を行う際には</u>、(財)兵庫県まちづくり技術センターが運用している<u>兵庫県新技術・新工法活用システム</u>に登録してある県内技術の中から比較対象となりうる新技術・新工法を選定し、検討の俎上に載せなければならない。また県内技術を活用するための検討を行った結果を報告書に記載しなければならない。ただし、対象となる県内技術がない場合は限りでない。	13. 受注者は、第 12 項に規定されている新技術・新工法<u>の活用の検討に加え</u>、(公財)兵庫県まちづくり技術センターが運用している<u>ひょうごの土木技術活用システム</u>に登録してある県内技術の中から比較対象となりうる新技術・新工法を選定し、検討の俎上に載せなければならない。また県内技術を活用するための検討を行った結果を報告書に記載しなければならない。ただし、対象となる県内技術がない場合は限りでない。